

フレックス工期契約制度について

(1) フレックス工期契約制度とは

発注者は、工事開始時期・工事完成期限等が特定されない建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の契約日の翌日から一定期間内に受注者が工事開始日を選択できる「工事開始日選択可能期間」を定めることにより、受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とし、ゆとりある工事の促進を図るものです。

(2) 用語の定義

- ① 実工事期間 実際に工事を施工するための期間をいう。
- ② 工事開始日 実工事期間に係る工事の始期をいう。
- ③ 工事完了日 実工事期間に係る工事の終期をいう。
- ④ フレックス適用期間 工事の請負契約の契約日から工事開始日までの期間をいう。
- ⑤ 契約工期 工事の請負契約の契約日から工事完了日までの期間をいう。
- ⑥ 通常工期 工事を施工するための期間で、発注者が通常の積算により算出したものをいう。
- ⑦ 全体工期 通常工期とフレックス適用期間を合算した期間をいう。
- ⑧ 工事開始期限 工事の請負契約の契約日から起算して 60 日を超えない範囲（債務負担行為に係る場合は 90 日を超えない範囲とする。）で、発注者が指定する日をいう。
- ⑨ 工事完了期限 発注者が示す全体工期の終期に当たる日をいう。

(3) 対象工事

- ① 緊急性がないこと。
- ② 供用開始の期限に影響を及ぼさない工事であること。
- ③ 関連する工事等の進捗に影響を及ぼさない工事であること。

(4) フレックス工期契約制度と通常工事の違い

	フレックス式	通常工事
工期の設定（発注時）	フレックス適用期間＋準備期間＋施工日数＋後片付け期間	準備期間＋施工日数＋後片付け期間
技術者の配置	フレックス適用期間内の技術者の配置は不要	工期の間は配置が必要
工事開始日	受注者が契約の日から 60 日以内（債務負担行為の場合は 90 日以内）で選択	契約締結の日又はその翌日
工事完了日	受注者が全体工期内で選択	入札公告に示したとおり

(5) 工事費の積算

全体工期に係る工事費の積算は、通常工期に基づいて行い、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは行いません。

(6) 経費の負担

フレックス工期契約の適用により増加する経費は、受注者が負担します。

(7) 実工事期間の設定

- ① 受注者は、契約日から工事開始期限までの任意の日を工事開始日、工事完了期限までの任意の日を工事完了日に設定し、実工事期間とします。
- ② 実工事期間の設定にあたっては、発注者が定める通常工期の日数の期間としなければなりません。
- ③ 受注者は、建設工事請負契約書約款第 3 条に定める工程表に併せ、実工事期間設定通知書を発注者へ通知します。
- ④ 実工事期間の設定後、受注者において、契約工期を見直す必要が生じた場合は、変更の協議を申し出ることができます。

(8) フレックス適用期間の取扱い

- ① フレックス適用期間における現場の管理は、発注者の責任において行います。
- ② 受注者は、フレックス適用期間の間、測量、資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、当該工事に着手してはいけません。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りではありません。
- ③ 主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、工事開始日から配置することとし、フレックス適用期間は配置が不要です。工事実績情報システム（CORINS）に登録する実工期及び技術者の従事期間は、実工事期間とします。

実工事期間設定通知書
(フレックス工期契約制度)

令和 年 月 日

飯田市長（飯田市水道事業管理者） 宛

住所
商号又は名称
代表者名

次のとおり実工事期間を設定したので、通知します。

1 工事名	
2 工事箇所	
3 契約金額	円 (税込み)
4 契約年月日	令和 年 月 日
5 工事開始期限	令和 年 月 日
6 実工事期間 (受注者設定)	【工事開始日】 令和 年 月 日から 【工事完了日】 令和 年 月 日まで (日間)
7 契約工期	【契約日】 令和 年 月 日から 【工事完了日】 令和 年 月 日まで (日間)